

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R4-23)

別紙1

施策名	目標5-4 動物の愛護及び管理				担当部局名	自然環境局 総務課動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	野村環(動物愛護管理室長)					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進							
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の減少(減少傾向維持)、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭)				目標設定の考え方・根拠	動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)		政策評価実施予定時期 令和5年8月					
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度				
1 自治体における犬及び猫の引取り数の減少(減少傾向維持)	92千頭	H30年度	減少傾向維持	R12年度	-	-	-	-					国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。
2 自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭)	38千頭	H30年度	20千頭	R12年度	-	-	-	-					国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等						行政事業レビュー 事業番号	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度									
(1) 動物適正飼養推進・基盤強化事業 (平成13年度 ※総理府からの移管前においては昭和52年度から)	145 (123)	340 (297)	201 (133)	192	1,2	<達成手段の概要> 普及啓発、動物愛護センサス、基本指針の点検などの総合的な施策を実施 <達成手段の目標> 動物愛護管理施策の総合的な推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図るとともに、動物の取扱状況の実態等について継続的に調査及び評価を行うことで課題の着実な解決と更なる効果的な施策の展開につなげる。						0229	
(2) 動物収容・譲渡対策施設整備費補助 (平成21年度)	248 (178)	108 (103)	148 (136)	174	2	<達成手段の概要> 自治体に引き取られた犬及び猫を返還・譲渡に結びつけることが重要であることから、動物の収容及び譲渡のためのスペースの新築・改築・増築にかかる費用を補助する。 <達成手段の目標> 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 1頭でも多くの犬及び猫を元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する場を整備することで、殺処分数の減少に寄与する。						0230	
(3) 愛玩動物看護師制度構築 検討調査費 (令和2年度)	-	14 (11)	12 (8)	10	1,2	<達成手段の概要> 愛玩動物看護師が国家資格となる事に伴い、認定試験実施にかかる検討やそれに必要な調査等を実施するとともに、有資格者数を増加するための普及啓発事業を実施する。また、法施行後、適切に制度運用するための調査や検討を実施する。 <達成手段の目標> 有資格者数を増加し、愛玩動物の適切な飼養等に寄与する。						0240	
(4) 犬猫の譲渡促進等に係る 総合推進費	-	-	-	25	1,2	<達成手段の概要> 自治体が引取る犬猫について、普及啓発や事例調査、モデル事業等を通じ、適切な譲渡を促進させる。 <達成手段の目標> 引取られた犬猫が適切に譲渡されることで殺処分数が減少するよう、譲渡が円滑に進む仕組みを構築し、社会に定着させる。						-	
施策の予算額・執行額	393 (301)	448 (400)	361 (277)	401	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-						